

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅲ－２ 業務の適切性(共通編)			
1	Ⅲ－２－３－２ 営業員管理態 勢	(1)①口について、過不足のない対応とは、どの程度の態勢を整えれば適うものなのか、具体的に示していただきたい。	<p>今回の改正は、衆議院財務金融委員会の附帯決議(平成20年5月23日)及び参議院財政金融委員会の附帯決議(平成20年6月5日)において、「特に、(特定投資家の範囲に含まれる)中小法人及び地方公共団体のプロ向け市場への参加については、慎重な運用に努めること。」と指摘されたことも踏まえて行うものです。</p> <p>特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、こうした指摘の趣旨も踏まえ、告知又は書面交付が機械的・画一的な運用に陥らず、投資家保護の観点から実効性が確保されることが重要だと考えられます。</p>